

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年4月12日（平成29年（行個）諮問第69号）

答申日：平成29年11月1日（平成29年度（行個）答申第123号）

事件名：本人の自宅に送付された特定の通知文書に係る不開示決定に関する資料の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、以下に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）：文書番号20170105統第2号」

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月9日付け20170208統第2号により経済産業大臣（以下「経済産業大臣」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、他に開示すべき文書がないか精査してもらうために審査請求を行う。

#### 2 審査請求の理由

今回、全部開示決定として開示された保有文書は、審査請求人の利用停止請求書という同一の文書に係る5回目の開示請求に対しての「（全部）不開示決定」を行った際の決裁文書のみであるが、審査請求人は、もはや矛盾どころではなく正反対の決定内容としか受け止めることはできない1回目の開示請求に対する「（無条件の）全部開示決定」から全面的に変更される間の「経緯等、検討に用いた全ての文書」の開示を求めたこととの関係では、開示された文書は、今のところ最後に示された5回目の請求に対する「（全部）不開示決定」の決裁文書のみというのは極めて不自然である。例えば、審査請求人は平成28年5月から経済産業省大臣官房監察室に経済産業省の職員である特定の個人を対象に公益通報を行っているが、当該監察室や経済産業省内におけるサービスを統括している大臣官房秘書課とのやりとり、あるいは大臣官房個人情報保護室との検討等は全く行われて

いないのだろうか。そうした行政機関であれば当然になされていて然るべき検討等、その際の文書（メール、メモ等を含む）は一切その存在しないのであろうか。同一の文書に対しての「（無条件の）全部開示決定」と「（全部）不開示決定」である。しかも、大臣名、大臣印の押印された正反対の内容である公文書が、今現在もともに有効なまま存在しているという異常な事態に対して、経済産業省内において何ら検討に際してのメモすら作成・保有していないということは常識的には考えられない。経済産業省大臣官房調査統計グループだけでなく、経済産業省全体、大臣官房全体として他に開示すべき文書がないか精査いただくため審査請求を行う。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

審査請求人が行った本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、平成29年3月9日付け20170208統第2号により、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

#### 2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が記録されている文書として本件文書を特定し、法18条1項の規定により、本件対象保有個人情報の全部を開示する旨の原処分を行った。

本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が記録されている文書は本件文書が全てである。

不開示部分に該当する箇所はなく、その全部を開示としたものである。

#### 3 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁が本件対象保有個人情報として特定しなかった保有個人情報の開示を求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

審査請求人は他の開示すべき行政文書が欠けている旨主張するが、諮問庁は審査請求人の主張も踏まえ改めて本件請求保有個人情報の探索を行ったものの、本件文書以外の存在は確認できなかったことから、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報を本件保有個人情報として特定した原処分は妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年10月10日 審議

④ 同月30日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、審査請求人が経済産業大臣に対し行った別件開示請求に対する「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）：文書番号20170105統第2号」について、当該不開示決定に関する全ての資料文書一式に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報A」という。）及びこれまで4回にわたり開示請求を行ってきた「同一の文書」について、閲覧のみの請求を除けば、1回目の請求に対する「（無条件の）全部開示決定」から、本通知による「（交付も含めた）不開示決定」へと全面的に変更されるまでの間、経済産業省内における経緯等、検討に用いた全ての文書に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報B」という。）の開示請求に対し、本件請求保有個人情報Aに該当する保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定し、開示する原処分を行った。

審査請求人は、保有個人情報の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象保有個人情報を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件請求保有個人情報Bに該当する保有個人情報の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

#### （1）本件請求保有個人情報Aについて

ア 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

（ア）本件請求保有個人情報Aについては、別件開示請求に際し、該当する文書を保有していなかったため、法18条2項の規定により、保有個人情報の開示をしない旨の通知を行った際の決裁文書（本件文書）に記録された本人に係る保有個人情報を求めるものと解した。

（イ）このため、本件請求保有個人情報Aに該当する保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定し、開示した。本件文書以外に本件請求保有個人情報Aが記録されている文書は保有していない。

イ 諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報は本件請求保有個人情報Aに該当するものと認められ、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報Aに該当する保有個人情報は保有していない旨の諮問庁の上記（1）の説明は不自然、不合理とはいえず、経済産業省において本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報Aに該当する保有個人情報を保有して

いるとは認められない。

(2) 本件請求保有個人情報Bについて

本件請求保有個人情報Bについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は同一の文書に係る一連の開示請求の過程で当初の開示決定がその後不開示決定へと全面的に変更された旨主張するが、処分庁は、審査請求人が主張するような変更を行っていないため、かかる変更に関する保有個人情報は作成も保有もしていないとのことであった。

過去に同一審査請求人が行った審査請求に対する答申によれば、同人がこれまで行った一連の開示請求は、同人の利用停止請求書の原本の写し及び原本そのものに係る開示請求であるため、処分庁は、写しと原本という異なる文書の開示請求に対してそれぞれ全部開示決定と不開示決定を行ったとされていることを踏まえると、本件に関しても、同一の文書に係る開示決定の変更は行っていないため、本件請求保有個人情報Bに該当する保有個人情報は作成も保有もしていない旨の諮問庁の上記説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求保有個人情報Bに該当する保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件請求保有個人情報Bに該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

平成29年2月3日付けで、経済産業省から審査請求人に送付された「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）：文書番号20170105統第2号」について、当該不開示決定に関する全ての資料一式（当該決裁文書はもちろんのこと、これまで4回にわたり開示請求を行ってきた「同一の文書」について、閲覧のみの請求を除けば、1回目の請求に対する「（無条件の）全部開示決定」から、本通知による「（交付も含めた）不開示決定」へと全面的に変更されるまでの間、経済産業省内における経緯等、検討に用いた全ての文書を含む。メール、メモ等文書の体裁は問わない。）